

日弁連法務研究財団  
認証評価検討委員会（第6回）議事録

2004年3月23日（火）午後3時～5時

## 日弁連法務研究財団：認証評価検討委員会（第6回）議事録

- 1 日時 2004年3月23日（火）午後3時～5時
- 2 場所 弁護士会館17階1703会議室
- 3 出席者  
委員長 柏木 昇  
副委員長 飯田 隆、京藤哲久  
委員 浅古 弘、阿部一正、飯室勝彦、大出良知、亀井尚也、川端和治、菊池武久  
小山 稔、中川深雪、納谷廣美、長谷川裕子、宮川光治、吉松 悟、米倉 明  
幹事 早田幸政  
理事長 新堂幸司  
事務局長 由岐和広  
事務局 石井邦尚、江森史麻子、椛嶋裕之、宮武洋吉、山本崇晶
- 4 議題
  - 1 評価基準・解説
  - 2 当委員会の報告書作成の件
  - 3 法科大学院訪問調査
- 5 資料  
資料67 第4回認証評価検討委員会議事録  
資料68 第5回認証評価検討委員会議事要旨  
資料69 評価基準（案）  
資料70 法科大学院認証評価事業基本規則（案）  
資料71 評価のプロセス（案）（A型）  
資料72 評価のプロセス（案）（B型）  
資料73 学校教育法第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める  
省令（文部科学省令第7号）及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令（同第8号）  
資料74 法曹として必要な資質・能力の獲得（評価基準別紙）  
資料75 評価基準附則（案）  
資料76 研究報告書（案）  
資料77 大学訪問報告書
- 6 議事

○柏木委員長 それでは、第6回認証評価検討委員会を開催致します。きょうで一応予定された検討委員会は、最終回となります。皆様、お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

それでは、きょうの議題ですが、これからの予定につきまして飯田副委員長の方からご説明をお願いします。

○飯田副委員長 6回にわたり、皆様本当にご苦労さまでございました。おかげさまできょう資料69がございますように、評価基準(案)をご検討いただきまして、内容を確定いただきまして、この後できれば月末ぐらいから3週間程度、パブリックコメントを求めたいと思っています。4月末にそれを踏まえて、もし必要な修正があれば修正をすると、そういう手続をしたいと思います。その段階でもし委員会開く必要があれば、お願いするということになると思います。そういうことでなければ、正副委員長にご一任いただければと思っている次第です。そのパブリックコメントをやりまして、評価基準(案)を最終確定しまして、法務研究財団も5月21日に定例の評議委員会、理事会がございますので、そこで承認を得て、5月中には認証申請する、そういうスケジュールで今全体を進めていきます。

なお、文部科学省の報告書につきましてもきょうご検討いただきまして、これは3月末に確定して、4月早々には提出、そういう準備でいきます。突貫作業で進めていきます。そういう状況でございます。

○柏木委員長 ありがとうございます。

それでは、最初の評価基準とその解説につきましてご検討をお願いしたいと思います。

まず最初に、山本先生から説明があります。

○山本事務局員 今回は評価基準について大枠に関する検討点がいくつかございます。一つ目は、評価基準の分類でございます。これまでは評価基準を、「絶対マスト」、「相対マスト」、「上乘マスト」、「上乘ベター」の4種類に分類しており、それに従って最終判定を行う形でやっておりました。ところが、行く先々で、一体何がどうなっているのかよくわからぬというご指摘がございまして、今回それをすっきりした形にまとめ直しました。簡単にご説明しますと、全部で3分類でございます。これまで「絶対マスト」と「相対マスト」、つまり設置基準に規定してあるものを一くりにいたしました。これは、要するに設置基準でございますので、一つでも充足しておらなければ、総合評価で不適格という判定がつくという、当たり前と言えば当たりのことでございます。これまでは、数値基準の入っているものと規範的な要素のあるもの等のタイプに応じて分けておりました。しかし、よくよく考えてみますと、数値基準のようにすばっと判断できるものであろうと、規範性をいろいろ追求していくものであろうと、最終的には、基準を充たしているか、充たしていないかという判断をする点では変わらないので、それらは一本化するということでございます。そして、残りの「上乘せ」の基準につきましては、二つに分けました。一つは、それを満たしていないと総合で不適格という判定がつくものでございます。設置基準の上積み部分といいますか、横出し部分です。

例えば法律倫理科目を必修にしなければいけないというのは明らかに上乘せであります。これが一つのグループでございます。もう一つのグループは、純粋なベター項目でございまして、別にそれを充たしていなくても不可といいますが、不適格にはならない。ただし、やっていたら評価すると、こういうものでございます。以上の3分類で、全部の項目を整理しましたところ、47項目でございます。そのうち設置基準に従ったものが25項目、それから設置基準に上乘せしたマストの項目が7項目、それから残りやっていたらいいというベターの項目が15項目でございました。それをずらっと並べたものを見ていただいて、バランス的にこの分類はおかしいというものがあるやもしれませんので、きょうご審議いただければと思います。

それから、二つ目は、判定の基準でございます。一つ一つの評価基準につきまして、どのような判定をするのかということの整理でございます。幾つかのポイントがございます。一つは、多段階で評価するものと合否だけで評価するもの2種類があるということです。考え方としましては、原則として多段階で評価したい、どのくらい頑張っているかということを段階別に判定できるようにしたいということでございます。ただし、そんなことができないものもある。例えば各学年の履修単位の上限数を1年、2年の場合は36単位、3年では44単位以下とするという評価基準がございまして、これは、要するにそれを守っているか、守っていないかということだけでございまして、少なればいいということでは必ずしもなからうというものでございます。そういう合否だけのものと、多段階評価できるものと二つに分けましたところ、合否だけのものが9種類ございます。これについても、いや、これはもう少し細かく分けた方がいいというようなお考えもあるかもしれませんので、きょうご審議いただければと思います。要するに、まずはその二つに分かれるということです。次のポイントは、多段階で評価するとしても、何段階にするのだという問題です。これについては、一方で、細かく段階を刻む方がいいという考え方がございます。要するに、頑張れば頑張っただけ点数が伸びるという方がやる気が出るのではないかという考えからすれば、7段階でも10段階でもいいのではないかという考え方でございます。もう一方で、そもそもそんなに細かく分けることができるのか。また、段階が多くて、どれにしようかまよって、かえって評価がぶれるのではないか。使い勝手が悪いのではないかという考え方もございます。その二つの間をとって、5段階ぐらいが適当ではなからうかということで、5段階評価を用意いたしました。5段階で、今A、B、C、D、Eとすると、Cがついたと、それから幾ら頑張ってもなかなかCから伸びないというときにインセンティブが薄れるのではないかというご意見につきましては、確かに段階は上がらないけれども、いろいろな評価報告書の中で注釈がつくことで対応する。C段階だけれども、前回に比べて、これこれこういう努力がなされていて、それは高く評価できると。要するに、段階が変わらなけれども、注釈がつくという形で間を埋めるという発想でございます。

さらに、ではその5段階というのはどんなイメージなのだというところの整理が必要になってきます。こういうふうに整理いたしました。A、B、C、D、Eとすると、Eというのは最低限必要

な条件を満たしていないということで、いわゆる「不可」でございます。Dというのは、最低限必要な条件をクリアしたという段階でございます。Cというのは、よく実施していると、要するに相当努力して、しかるべきことをしているということで、標準的な努力姿勢であろうというふうに考えております。Bというのは、努力した上で効果を上げていると、ある成果に至っていると評価できるものを表現することになるのではなかろうか。Aは、ずば抜けてよく実施しているといいますが、卓越している。要するに、全体の中で並べてみても極めてまれなぐらいよく取り組んでいて、その成果もすばらしいものである場合であり、目標となるようなもの、というイメージでございます。こういう言葉の表現をしたからといって、さてどうなのだということもございませけれども、一応そういうアイデアで整理させていただきました。

お手元の資料に基づきましてご説明いたします。資料78、評価基準の検討課題、きょうの検討課題をざっと整理したものでございます。一つ目が先ほど申し上げました評価基準の分類の点でございまして、分類変更とバランスについてのご審議でございます。二つ目が、先ほど、今ご説明しかけました判定の基準でございます。三つ目が個別の評価基準の問題でして、四つ目が、今後の進め方。先ほど副委員長の方からご説明がありましたとおり、パブリックコメントを求めるということでございますので、きょうは、このパブリックコメントを求めるために出す評価基準をご審議頂くという位置づけになると思います。

資料79が、先ほどの分類の仕方を整理したものです。これまでは上のように4分類にしておりました。それを下の3分類、つまり設置基準と追加基準A、追加基準Bの3つに整理いたしました。

評価基準を今回の3分類に基づいて整理し直したものが資料80でございます。資料69で評価基準の案をお配りしておりますけれども、それについております記号を新しい分類に整理し直しました。これをまとめましたのが、一覧としましたのが資料80でございます。また、資料81、82、83、と三つ並べていただきましたならば、それぞれがどういったものであるかということがわかりやすかろうと思います。資料81が設置基準に由来した基準、25個ほどございます。記号は二重丸になっております。厳密に言いますと、設置基準の上位法でございます学校教育法に規定してあるものもございまして。資料82はいわゆる追加基準で、これを充足しないと総合で不適合になるものです。これが7つでございます。資料83が、これをやっていたら高い評価を受けるといいますか、望ましいものという基準であり、15の基準がございます。実は、これは資料69の分類と較べて若干の移動がございます。そういう移動をするべきかどうかということも含めて個別問題として後でご議論賜ればと思います。これが分類の仕方の点でございます。

ここで一たん切って、ということにいたします。

○柏木委員長 それでは、とりあえず資料の79ですが、まず今までの4分類をB案の3分類に変更したいということですがいかがでしょうか。これは私の個人意見としても何か非常にスッキリしたのではないかという気がいたしますけれども、いかがでございましょうか。

宮川委員どうぞ。

○宮川委員 大変すっきりしました。今までは、設置基準の中に非常に重要なことと重要なものと、そしてさらに何か重要でないものももう一つあるという、2分類、3分類されているという感じで、理解できなかった、すっきりしなかったのですが、大変これですっきりしたと思います。ただちょっと一つお聞きしたいのは、この追加基準のAの、これは一つでもクリアしていなければというか、多段階評価のもあるのでしょうかけれども、不合格となった場合には不適格ということになるのですね。その場合に、そうすると文部科学省がもう一回評価をするわけですがけれども、設置基準の方は全部クリアしているわけですから、適格認定は出るわけですよ。だけれども、財団は不適格だと、こういうわけですか。その齟齬は生ずるけれども、それはしようがないと、こういうことで割り切るということですか。

○山本事務局員 補足して説明させていただきたいと思います。まず、追加基準のAというのは一つでもクリアしないと不適格になるのかという点です。資料79のB案を、適格認定との関係でご説明申し上げます。設置基準由来の二重丸、追加基準Aの黒丸、追加基準Bの白丸を、適格認定の関係で申しますと、まず、二重丸及び黒丸を満たしたならば、適格になる。それから、二重丸を一つでも満たしていなければ、不適格となる。そして、黒丸つまり追加基準Aを一つでも満たしていなければ不適格となり得る、ということでございます。つまり、常に不適格となるわけではないという、あいまいさを残したものであります。それはどういうことかといいますと、白丸の追加基準Bを含め、ほかの評価基準の達成のぐあいを考慮して、その追加基準Aの満たしていないということを補うに足る事情があるのであれば、総合では不適格にはならない場合もあるよということ。もちろん、そうでない、黒丸の場合でも、満たしていなければ、財団の基準では必ず総合不適格という判定をする考え方もあり得ると思います。

次に、財団の適格、不適格の認定と文部科学省の認定との齟齬があるということはどうかという点です。基本的には齟齬があってもいいという考え方でございます。文部科学省の設置基準よりも財団の適格基準の方が上乘の部分があると、それを満たしていなければ不適格。それを受けて文部科学省が設置基準を満たしているかどうか審査したけれども、やはり適格だったということは、これはあり得るよということでございます。

以上です。

○柏木委員長 ありがとうございます。

不適格となり得るということで、ちょっと厳しい表現にはなっておりますけれども、具体的には資料82で黒丸にどういう項目が並んでいるかというのを見ますとイメージがつかめるのではないかという気がいたします。

○宮川委員 この資料80で黒丸がついているのが資料82についていないのもあるのですが、例えば80の2ページ、3 1 5が黒丸ついていますが、資料82の方には載っていませんが、これは抜け

落ちですか。

○山本事務局員 先ほどちょっと申し上げましたけれども、この黒丸、白丸の間には移動が一部ございます。後で審議いただくことになっています。

○由岐事務局員 3 1 5 はきょうの午前中まで黒丸だったのですけれども、お昼休みいろいろ協議して白丸にして、その辺、後でご説明させていただきます。

○柏木委員長 例えば資料82で 5 3 1 の法曹倫理を必修科目として開設し、他の科目においても法曹倫理に配慮した内容の授業が必要に応じ適切になされることということが書いてありますけれども、法曹倫理は必ずしも文部科学省の設置基準には入っていない。ですけれども、財団としては、やはり法曹倫理の講義をやっていただくか、あるいはほかの科目の中で法曹倫理に配慮してなければいけないのか、ということです。法曹倫理をを全く教えないような法科大学院であれば、財団としては不適合と認定することもあり得るべしと、こういう解釈になると思います。

ほかにこの3分類についてご質問ございますか。皆さんの考えでも大体この3分類の方がすっきりしているということのようですので、それで進めさせていただきます。

それでは次に資料81、82、83で検討したいと思いますがよろしいですね。資料81ですけれども、設置基準に示された項目ですので、この内容は仕方がないと思われま。これについては何かご意見ございますか。問題は、先ほどの資料82の黒丸の項目でして、これが財団としての特色を出すということになります。財団として強く要求する条項になるわけです。ざっとごらんいただいて、これは要求のし過ぎではないか、あるいは次の検討事項に入ってしまうけれども、83の方に白丸という、昔で言えばベター項目が入っております。例えば、先ほどご指摘がありました教員の年齢構成にバランスがとれていることというのは大分議論がありまして、黒丸から白丸に移行しております。こういうことでいいかどうか。82、83をごらんになってご意見があれば、ぜひ伺いたいと思います。特に問題になるのは、今申し上げました教員の年齢構成にバランスがとれているということと、それから資料82、黒丸の3番目、法科大学院が教育活動の重要事項で学生に約束したことを実施していること、実施していない場合に合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っているという、この2点かなという気がいたします。

学生に約束したことというのは学生に対する募集要項などで、例えば夜間の授業を開講するよと言っておいて、社会人を集めておいて夜間授業はやめたということとか、あるいは図書館を24時間あけておくといいながら夜は図書館をあけないこととしたとか、ということです。修正前は、社会的、対外的に約束したこととなっておりまして、設置申請で記載したことを守っていないというようなことも入っていたのですけれども、設置申請は対文部科学省の問題であり、それは文部科学省が考えればよろしいことで、我々が考えるのは学生に対して約束した消費者保護的な観点ではなからうかというようなことです。

それから、もう一点は、管理、運営の独立性、1 4 1 ですから、これが実はどうも白の

二重丸、設置基準にこういう趣旨で書いてあるのか、あるいはこれは黒丸にしていいのだろうか、ちょっとよくわからないところでありまして、この案では黒丸になっています。たしか明確なことが書いていなかったと思いますけれども。

以上の点というか、今私が申し上げたこと以外にも、この白丸、黒丸、二重白丸、この分類でよろしいかどうか、ご意見をいただきたいと思います。

○宮川委員 6 1 1と8 2 2というのは重ならないのですか。

○山本事務局員 6 1 1は、学生に対し適切な履修指導をしていること。これは、大きなくくりでいいますと「授業」の中にございまして、基本的には授業を担当する教員が適切な履修指導しているかというところに焦点を置いたものでございます。8 2 2は、学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。これは、大きなくくりでいいますと「学習環境」の中でありまして、学生がさまざまなことについて、チューターであるとか、メンターであるとか、アドバイザーであるとか、そういう方と相談しながら、いろいろ考えていけるようなケアがなされているかどうか、こういうところに焦点を置いた基準でございます。重なるところもあると思いますけれども、一応別のところに焦点が合っているというふうに認識しております。

○浅古委員 設置基準と追加基準Aの間で教授会等の独立性のことが揺れ動いているということをお聞きしたわけですが、中教審答申で四角に囲んである部分が設置基準となり、説明のところで書かれていることが追加基準の方へ載ってくるという、そういうようなお考えなのでしょうか。たしか教授会の独立性というのは、四角の囲みの中に中教審答申では入っていないくて、説明の文章の中で「運営においては一定の独立性を確保することが必要であり、」カリキュラムや人事についても独自の運営ができるように、というようなことが書いてあったと思うのですが。

○山本事務局員 すみません、中教審の答申との整合性という形では必ずしも詰めてはおりません。設置基準との関係でみたという考え方です。

○飯田副委員長 今のご指摘は、恐らく設置基準の解釈として独立性というのは出てくるのではないかということが言われていると思いますが。

○浅古委員 設置基準の中には、たしか運営の独立性については書いていないのです。

○亀井委員 そういうことだったのでしょうか。設置審で、各大学、一応事前にチェックして議論はしていたのです。それは、別に文言としてはっきり書いてあるのはなかった。当然の前提ですけれども。

○浅古委員 審査は、文科省令の設置基準そのものではなくて、中教審答申を基準として審査をしているというような印象を私たちは持っているのですが。

○飯田副委員長 それでは、設置基準の解釈として出てくることから、やはり設置基準に由来するという解釈に入ってくるのではないのですか。



- 山本事務局員 本件は、教授会等で重要事項を独立して決めておるかどうかが、要するに何からの独立かというようなことも含めまして、設置基準に由来するというとり方がうまくできなかったものですから、むしろ学校教育法なり、教授会とは何かというのは学校教育法なりに出てくる話でございまして、こちらの方でのさらに前提となる考え方なのかもしれません。ちょっとここ法律由来と申しますか、設置基準の上位法由来として位置づけることができれば二重丸になるのかなというふうに考えております。
- 柏木委員長 二重丸と黒丸ですから、実質的には同じ扱いになるわけですね。ですから、この表題の分類に合っているかどうかということが問題になるだけだろうと思いますけれども。
- 亀井委員 確かに設置審で認可されなかったところで、特に予備校との問題というのが議論になった。それは、一つの論点として、法科大学院の教育機関としての独立性ということが議論になって、たしか不認可とした理由の中にもそういうことが書かれていたと思います。それは、設置基準の中身にはっきりしたそういう文言は入っていないけれども、教育機関として一つの独立した教育活動をするというものは、そういう自己完結したものでないといけないというふうなことが設置基準の解釈としてやはり出てくるという議論がされたので、不認可の理由にそれが書かれたということだと思いましたので、やっぱりこれは設置基準に由来するものだと考えた方がいいのではないのでしょうか。
- 柏木委員長 確かに設置審のときは、独立性をかなり重要視したことは事実なのですけれども。
- 川端委員 一番議論になったのは独立した研究科ではなくて、専攻にした場合に、その専攻を担当する教員の意思決定と研究科全体との意思決定の関係です。これはいくつか実例があったので、ちゃんと独立が保てるのかという議論はした記憶があるのですが。予備校との関係を、直接この項目の関連で言っていましたかね。
- 柏木委員長 議論は出ましたが決定的な理由になったかどうかはちょっと記憶にないです。
- 川端委員 独立性を求めたのは間違いないのですけれども。
- 由岐事務局長 学校教育法に教授会の独立を匂わせている規定はあるのです。ですから、設置基準の中で考慮をしたというのは事実だと思います。予備校の関係、今川端先生が言った。それと、法科大学院は今後株式会社でも運営できるようになったときに、その教授会の独立性ということが重要視されるだろうという認識で、委員長がおっしゃったように二重丸か黒丸か、余り重要なことではないにしても、基本的な内容として我々は重視したいとは思っております。もし学校の中からというなら、設置基準に由来する方に入れることは全く異議はないのですけれども、整理の仕方としてどちらがいいか。
- 柏木委員長 二重丸の方は、法律にひっきりあれば入れるということですから、それでは、二重丸の方にしますか。
- 山本事務局員 学校教育法には、大学が重要な事項を審議するために教授会を置かなければならな

いということになっておりますけれども、大学は大学院を置くことができるという規定があるわけです。法科大学院が独立して、どういうことを決めていかなければならないのかというところがどこから出てくるのかどうかということがありまして。

○川端委員 法科大学院のこの規定ではないです、明らかにこれは、大学ないし大学院の意思決定について教授会の占めるべき地位のあり方ですから。

○山本事務局員 その辺は、法律の方をもう一度きちんと読み込みまして。

○浅古委員 教授会は、部局単位におくということではないでしょうか。たとえば、学部が部局であれば学部に教授会が置かれる。大学院が部局にあたれば大学院に、学系が部局にあたれば学系に教授会が置かれるということではないでしょうか。

○由岐事務局長 学校教育法の59条で、大学の重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならないとしてあって、その教授会が重要事項を審議する機関として、存在しなければいけないということは独立性を持っていなければいけないという、この解釈だと思うのです。そこからこの14 1の基準が出ていたとしたら、今の二重丸でも別段問題はない。

○柏木委員長 設置基準で要求されたことが二重丸で、独自にこちらが、財団が上乘せ要求したものが、黒丸という基準からいえば、設置審で要求したわけですから、二重丸にしても不思議はないということになりますか。

○大出委員 ちょっと今の点の確認ですけれども、川端先生、さっきおっしゃったことにかかわるのですが、つまり専攻科ということになったときに、規定上は少なくとも専攻会議ということですね。

○川端委員 専攻会議ということになります。独立した科ではなくて、法曹養成専攻でしたか。

大出委員 通常は、そういう方法とっています。そうすると、部局単位としての教授会はないわけですね。それがこの等のところに入ってきているということなのですが、だからその場合に規則上といいますか、独立性をそこに付与するということで学内規則ができ上がっているということですね。

○川端委員 ええ、学内規則でどれだけ独立した地位を与えているかというのを見たんです。

○大出委員 そこは、大体その設置基準との関係では、そこは問題ないというのが、その設置審の判断だったんですか。

○川端委員 専攻を置いてるだけで、専攻だけの教授会が全くないなんていうのは問題外ですけども、ただそこでどれくらい最終的な決定権を持つことになっているかというようなことが問題になったんじゃないでしょうか。もちろん完全に独立ということはあるので、尊重するとか、何かそんな規程だったんじゃないでしょうか、ちょっと記憶があいまいですけども。いずれにせよ学内の規則を出してもらって、その位置づけをみたのは間違いはないですね。

○柏木委員長 ちょっと私が経験した対象は、一つの研究課題に二つの専攻があって、それぞれの力が拮抗しているなんていうところはなかったのです。一応専攻はつくったけれども、一つの研究科

に一つの専攻しかないというところがほとんどでした。例えば、東大はたしかあれば今までの大学院の中に一つの専攻として法科大学院をつくったのです。一つの研究科の中に、法科大学院である法曹養成専攻と従来の大学院教育を行う研究者養成専攻と二つできる訳です。、ああいうところはこのような独立性の考え方を適用すればちょっと問題になるの可能性はあると思うのですけれども。ただカリキュラムの編成とか、そういう法科大学院の運営にとって重要な事項が独立の専攻会議で決められるようになっていけばよろしいのではないかという気がしていますけれども。

○大出委員 これは、それでその学校教育法でしょうか、その法的な関係でそれでいけるという判断で、そうしているとすれば、それでいいと思うのですが、最終的にそれで認可されているので、それでいいと思うのですが、そうでないと通常の教授会の下位機関という形での位置づけしかない。最終的には教授会での了承がないと通らないという構造になっているのではないかと思うものですから、少なくともその教育上の問題について教授会は独自の判断権限を持つべきはずであって、そういうことが明確に規則上言えるのか。つまりそれは、教授会内教授会をつくることになりまから、はたしてそういうことで通るのかどうか。

○納谷委員 今大出さんの言っているとおり、研究科の下に専攻があるわけで、専攻に独立性持たせると教授会自体が動かなくなってしまいます。やっぱり専攻に独立性があるのはベターかもしれないけれども、設置基準上は多分要求できない。法律では、教授会だけが設置機関です、必須の。専攻の云々というところは、法律上の設置条件ではないわけですから、そうすると教授会を置くところというのは、あくまでも研究科に置いて、そこで最終的に調整する。そこに独立性がないと、ちょっといけないわけです、と私は思いますけれども。

それから、もう一つ、あくまで学校教育法で決まっている枠組みがあって、その具体化するために設置基準がある。ですから、上位法としての法律がそれらを求めていけば、当然独立性が求められているものと、そういうふうを考えておけばよろしいのではないかなという整理ですけれども、いかがなものでしょうか。

○柏木委員長 二つ問題があって、白丸にするか、黒丸にするか。

○納谷委員 そういうことです。

○柏木委員長 形式の問題とするか、実質的にこの教授会「等」で独立性を持てと……

○納谷委員 「等」というところで今議論があるわけですし、このことが問題点をかえってあいまいにし、そこで二つ分かれる。設置審のときにそういう専攻のところまで問題にして独立性を与えているか、与えていないかという議論があったとすれば、多分この部分は白丸のところにするべきではなかったのかな。設置審では余りにも入り過ぎていたのではないかな。私はかかわっていないので、ちょっとわかりませんが、ちょっとやり過ぎだったのかなというふうに私は考え持っていますけれども。

○川端委員 実質的に法科大学院専攻の、例えばカリキュラムとか、人事等の重要事項をその専攻の

教員が決めることが尊重されるようになっていけばよかったのだと思うのですが、形式的にはあくまで全体の教授会の自制という規程で表現はいろいろ各大学で幾つかあったような感じですが、

○大出委員 ですから、多分、最初の段階では文部科学省の見方は、形式的には独立であることを要求していたニュアンスがあったと思うのです。ところが、最終的には専攻として残るところがそれなりにあって、そうなったときにはそこは厳格に形式的に詰めてしまうわけにいかないという、恐らく、ですから設置基準等にそこが入ってこないということになっているのですが、そのことを前提にするのだったらするというのでいかに、これはまずい。個人的な考えでは、もしそれをやるのだったら、ちゃんと形式的に分けるという要求はあり得ると思うのです。ただ、今の枠ではそこは難しいだろうという気がするのです。そういうことは、やっぱり抵触させるわけにいかないのだろうと思いますけれども。

○柏木委員長 そうしますと、これは分類としては白丸にするというご意見の方が多いようですね。もう一つ、その教授会等で独立性、独立性を持つこと自体はいいのですけれども、その手段というか方法についてはもう少し検討の余地があるのかもしれない、という問題です。一番簡単なのは、「教授会等で」を削ってしまう。独立性を持たさなければいけないということは、これは間違いないが、手段はいろいろあるかもしれません。

○大出委員 そうですか。それから既に議論があったのかもしれませんが、1 4 1について、だとすれば、この司法試験予備校というの例として挙げるのがいいのかどうか。いろいろここでは議論もあったみたいですし、必ずしも例としては適切ではないのではないだろうか。そういうことで、もちろん質の問題なのであって、例示の仕方としては少し。

○柏木委員長 そうですか。これは司法試験予備校等がまずいですか。やっぱり現実には司法試験予備校に、その学校運営の一部を任せてしまって、そういうようなことは独立性を備えたとは言えない.....

○大出委員 ですから、それは当然この表現として、何もここへ例示しなくても当然問題になるケースであって、これを上げると、今回の事態については多分いろいろと評価が分かれて、議論が分かっているのだろうと思います。ですから、そこの絡みで、何か一方の立場に立ったということになるのではないかという気がするものですから、ここで例示すると。それは、果たして適切なのかどうかという問題なのです。ですから、実質的にはもちろん他の機関、他の主体が実質的な支配権を及ぼすなんていうことは許されないわけですから、それは安易に司法試験予備校でなくて、先ほど由岐さんが挙げられたように、株式会社なんかだという考えですけれども、それはいろいろあり得るわけですから、ということです。

○柏木委員長 わかりました。

中川委員 すみません、もう一度確認ですが、どっちが2 なのですか。1 1 が二重丸になるとい

う結論になるのですか。

○柏木委員長 はい。

○中川委員 ちょっと大出先生の意見と多分違っていると思うのですが。

○大出委員 それは、多分そうではないと思います。

○中川委員 黒丸というご意見ですか。

○大出委員 ですから、いや、中身のところで、その黒丸にするのだったら、黒丸にするだけの、その文章上の表現で適切かどうかという問題を申し上げたというところですが、設置基準との関係で要求されているのがどこまでなのかという点が明確になるような処理の仕方が必要だろうという趣旨のことです。

○柏木委員長 いや、設置基準では設置審査会では法科大学院の独立性を実質的に問題にし要求したということから二重丸にしたということことです。

○大出委員 実質的に独立という措置が、つまり先ほどの整理でいきますと、教授会内における会議体であったとしても、事実上教授会と同様の権限が付与されているような措置がとられているということであれば、いいという趣旨ですか。

○柏木委員長 少なくとも法科大学院のカリキュラムとか教授会で通常決められるべきことについては、ほかの影響を受けずに決められる体制になっているということだろうと思います。

○京藤副委員長 二重丸にして、少し緩やかにするということではどうでしょうか。先ほどの提案に沿って、教授会等という文言を外したらどうでしょうか。そうすると、基準が少し緩やかになります。独立性をもって意思決定されているということをチェックする趣旨ということになります。

○飯室委員 除くなら自主的に独立性を持ってとかいう言葉にしないと、どこが独立性してということになってきてしまう。

○柏木委員長 ただ自主的にを入れた方がはっきりしていることは確かなのですけれども、白二重丸という趣旨でよろしゅうございますね。

○大出委員 ですから、そういうことで幅を広げて、そこはバッティングしないようにするのだったら二重丸でいいと思います。

○柏木委員長 というのは、繰り返しになりますけれども、設置審査のときに要求した事項ですからという、そういう趣旨なのです。よろしゅうございますか。

○由岐事務局長 そうすると、主体は入れずに、自主的、独立に意思決定されていることでいいのですか。

○飯室委員 そうすれば、何となく主体がわかるのではないですか。

○由岐事務局長 法科大学院が主体になりますね。

○柏木委員長 では、それで事務局の方で整理して。

○米倉委員 ちょっと話が今のと違います。ずっと考えてよくわからないから、教えていただければ

いいのですけれども、いろんなことが書いてありまして、こういうことはどこに入って、どうなるのかというのをちょっとお聞きしておいた方がいいのですが、教員が一応30回やりますと学生に約束したのだけれども、実際には休講が多くて、それでたくさん穴があいた。その埋め方について、ちゃんとしたルールを決めないと学生が迷惑こうむるだろう。この間休んだけれども、あしたやるとか、そんなこと言われたってカリキュラムはびっしり詰まっていますと学生も困るわけです。学生の方からすると、補講がないよりはいいけれども、できるだけ休まないでくれということを要求してくるだろう、そういうルールを決めてあるのかどうかというようなこと。

それから、さらにもっと言えば、これは根本問題に触れてくるのですけれども、何でそんなに休講が多いのか、そうすると対外活動のやり過ぎだということです。いろんな審議会、いろんな委員、アルバイトをやって、その結果そうなるとなってくるところは法曹倫理どころではない、教員倫理の問題になってきまして、本務をほったらかして、そういうことを平気でやるというような、補講さえやればいだろう。甚だよろしくないと思うのです。そうすると、対外活動は、せいぜい二つぐらいおやりになって、それ以上はご遠慮くださいというルール、これはやっぱりおのずからできてこなければおかしいだろうと思うのです、教育に専念しなければいけないので。外が多忙だというので、30回のうち半分くらい休んで、あとは全部補講でやった、それも数時間に及ぶ一方的集中講義スタイルで、とにかく回数さえ満たせばいいと、そういうのはいけないと思うのです。それをコントロールするルールをつくっている大学がもしあるとすれば、それはしかるべく評価されているのではないかと思うのですが、それは一体どこに入るのか。そんなことは、既に設置基準の中に当然入っているのだとおっしゃるなら、それはそれでいいということになるのですが、それはどこに入ってくるのですか、そういうものは。

○山本事務局員 6 1 2で、「開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施していること」という基準はございます。

○米倉委員 この中に、やっぱりその休講、補講措置というのが入ってくるわけですか。

○山本事務局員 休講措置といいますが、それも含めまして、できているのかどうかという一つの評価視点になるかと思えます。

○米倉委員 わかりました。それなら安心しました。そういうものがどこかにないと、やっぱりちょっと何か変な事態が起きやしないか。そこが我々教員となる以上は、やっぱり専念しなければいかぬはずなのですけれども。うちの先生はこういう立派な先生で、何で立派かと思ったら、対外活動を盛んに書き上げて、こういう立派な先生がいらっしゃいますという広告、あれは、よろしくない広告なのだ。間違っていると思う。そんな暇があるなら、何でもっとちゃんとやらぬのだということになるわけですから。ですから、本務専念義務というのがやっぱりあるのだということは、やっぱりその大学、大学できちんと締めないといけないので、それがあれば私はいい学校だと思うのです。これは評価されてしかるべきだと思いますけれども。安心しました。それが二重丸に入ってく

るといふのであれば。

○大出委員 それは、大学評価の方でも問題になっている。私どもはつくったのです。まさに懲戒処分の対象にすることがありうるということで検討していますから、それがまさに評価にかかわる問題だといふふうに考えています。

○米倉委員 そうですか。わかりました。そういうことを余り知りませんので、これはお伺いしておかないといけないと思ひまして、ではそれがあつたら大丈夫。

○山本事務局員 もう一点、3 2 1といふのがござひます。これは、白丸項目でござひますけれども、教員個人の方に着目いたしまして、教員の担当する授業時間数が十分な準備をすることのできるものであることといふのがござひますが、解説の方にほかの学部だとか、大学院であるとかの授業時間も考慮に入れると。審議会への出席なんかも考慮されるのかもしひません。解説の中で扱うことになつてきます。

○亀井委員 この3 2 1の基準なのですが、白丸になつて居るのですけれども、たしか設置審でも、教員審査の関連で問題になつて居まして、各大学に負担が多い教員がいはいいるといふところは、強い要望、意見を出して、その是正を求めているはずなのです。それで、たしかそれぞれの大学が大体の説明あるいは是正を考えたので、最終的には審議会の段階で問題になつたはずなのです。それでも負担が多いところには、留意事項をつけたところがあつたかもしひないと思ひます。ちょっとそこが記憶ないのですけれども。ですから、これ白丸ではなくて、私は黒丸でいいのではないかといふ気もするのですが、もちろん十分な準備をすることができるってどのぐらいなのかといふ目安は要すると思ひますし、どれだけそういう教員がいたらできるのかといふと、確かにそこは、それで即といふことにはならないのかなと思ひますけれども、追加基準Aといふのも、不適になり得るといふ書き方をしてきて居るので、項目としてはマストでやるといふぐらいの位置づけでも私はいいのではないかと思ひますけれども。

○柏木委員長 いかがでしょうか。今の米倉先生のご意見もあり、これは黒丸にいたしまししょうか。それでは、反対がないやうなので、黒丸に。

○長谷川委員 聞いてよろしいでしょうか。どこで言おうかなと思ひて、前からちょっと気になつて居たのですが、3 1 5で、教員の年齢構成のバランスがとれて居ることと、若いだけでもだめだし、年齢をとつた方だけでもだめだといふことで、年齢はわかつたのですけれども、男女のことといふのは議論になつたのでしょうか。私、2回ぐらい欠席して居たもので、もっとバランスだとすると、ただ年齢だけではなくて男女だったり、最近言われて居るのは法曹関係者のジェンダーバランスの話って結構話題になつて居まして、そういうことを考えると、何かどこかでそういうのも絡んで居る気がするのですけれども、評価のところについて努力のところだと返つてくるといふのが正しいのですか。そういう議論はござひませんでしたでしょうか。

○柏木委員長 議論は出て居なかつたやうに思ひますが、山本さん、いかがですか。

○山本事務局員 議論自体はございました。年齢構成もそうなのですが、一方で適切に授業がなされること、あるいは適切な履修指導がなされることという、授業そのものに着目した評価項目はございます。そうである限りにおいては、別に年齢がどのような方がやられようと構わないのではないかという議論も一つはございます。男性、女性という点でも、ある意味では同じことではないかという議論ございましたし、逆に年齢を入れるのであれば、それは本人もいろいろ考えることあるだろうということもございまして、そういう中での議論としてはございました。ただ、ある意味で切りがないかもしれないなど。

○長谷川委員 こだわるわけではないのですけれども、年齢が出てきたら、大体性の問題が出てくるのが大体この社会、最近は大体一つの話題ではあるという、結構です。

○由岐事務局長 一番最初に、やっぱりジェンダーバランスとか年齢バランスとか、法科大学院の教員側にも求めるべきではないかという意見が出たのですけれども、学生に対する教育という面から、我々最初の段階でジェンダーバランスを落としたのですけれども、この年齢構成については、設置審で附帯意見の中で年齢構成に配慮することというのがあったものですから、最後まで残ったという経緯がございます。黒丸だったのですけれども、さっき宮川先生に指摘されたように、これは一重丸かな、教育という面からいくと、教員の年齢構成のバランスというものは必ずしも絶対要件ではないのではないのかというふうな考え方をさせていただきました。ただ、もちろん、委員の先生たちが違う意見ならば、我々にとってはその意見に従いますので、是非ご議論を頂きたいと思いません。

柏木委員長 いかがでしょうか。私の印象では、アメリカの影響かもしれませんが、アメリカではエイジ・ディスクリミネーションということで、年齢を理由に差別をしてはいけないので、バランスをとるけれどもということで、例えば年寄りを減らさなければいかぬとか、そういう議論になってくると、かえっておかしいのかなという気がしたのです。

一方、ジェンダーバランスは、エイジ・ディスクリミネーションと性格が違うのではないかなと思うのです。むしろ今女性の比率が低いわけですから、それを引き上げるという積極的な意味合いがあって、女性を増やすことについては余り反対がないのかなと思うのです。そうすると、バランスがとれているかという表現がいいのかどうかわからないのですけれども、むしろ年齢に関しては「バランス」という言葉をとってしまって、ジェンダーに関してバランスという言葉を入れた方がいいのかなという、ちょっと表現難しいのですけれども。

○米倉委員 そのバランスがとれているか、とれていないかというのは、単なる数だけではないと思うので、その辺が一番また極めてあいまいですね。

○長谷川委員 ジェンダーバランスというよりも、むしろ女性をポジティブ、積極的に活用しているだとか、採用しているかという、女性を積極的に活用していくところが見られるところに対しては評価をする。企業なんかもあります。企業が積極的な女性の登用するということの評価しますとい



う、そういう形はとれないでしょうか。

○飯田副委員長 我々非常に悩んで議論しているところなのですが、機関評価であれば、それはおっしゃるとおりだと思うのですが、教育評価なものですから、教育がいいか悪いかというのが評価の基準になるので、その観点からすると、それを入れるべきかどうかというのは非常に悩んだところでございます。

○大出委員 ジェンダーバランスというのは、私も入れられれば非常にいいと思うのですが、ただその場合であっても恐らく白丸だろうと思うのですが、それでも、ですから表現の仕方だと思うのです。そうでないと、つまりこの問題自体が実は大問題になるということで皆さんご認識をお持ちだと思いますが、つまり法律の教師に絶対的に女性が少ないわけです。ここをどう改善するのかということなしに、法科大学院にそのジェンダーバランスの問題で何とか決着をつけるというのは、これはほとんど不能に近い問題で、ですからどう表現として入れるか。ただ、だからこそ逆に言えば入れて、努力を促すということがあってもいいのかもしれないけれども、その辺表現の仕方が入れられれば入れるというのはいいかなと思いますけれども。ですから、ただ今長谷川さんがおっしゃったように、少し努力というのですか、何かそういう少し緩い丸であれば、入り得るだろうと思いますけれども。

○柏木委員長 皆さん、いかがですか。

○納谷委員 私も入れられるのなら、入れていただいた方がよろしいかと思います。

○川端委員 ジェンダーバランスというと、結局だれでも就ける職については、半々であることが当然だという発想ですよね。この場合は、母集団の数が違い過ぎますから。

○納谷委員 それは、バランス入れなくていいです。しかし今は男女共同社会ということがターゲットになっているわけですから、それとのならみ合わせの中で教員構成についての配慮をしていくということにすればよろしいのかな。

○菊池委員 私は違う意見を持っています。各大学が自分のところはそういうことをやっていきたいというのは大変結構だと思うのですが、評価機関が、これからの世の中はこうあるべきだといって評価に織り込むのは、この評価の目的に照らしていかがか。むしろ年齢も外したいと思っておりますけれども。何を目的に評価をしたいかという、やっぱりそもそも論に立ち返ったときに、各大学が自分のところはポリシーとしてもう少し女性を登用していくとか、それから年齢バランスも若い人を中心に据えていくとか、それを自由にやったらいいと思うのですが、全国にそういうことを評価機関として促していくのだとあって、これが大義だというほどのこともないのではないかと私は感じるのですが。意見が違っていましたが。

○納谷委員 当然両方出てくると思います。けれども、現実的に年齢の上の人たちが多く、学生との関係でいうと、若い人なり中堅の人がいるということは、やっぱり違うと思うのです。原理的に言えば、男であろうと、女であろうと変わらない。年寄りであろうと、若い人は変わらない。これ

は、そうかもしれません。現実には、教える現場ではやっぱり相当の意識または違った教育に結果的にはなると思うので、今の時点では努力目標としてそういうものを設定しておくことが今求められているところではないかな。そういう意味で白丸でいいのではないのかなというのが私の考え方ですけれども。別にこだわりはいたしません。少なくとも年齢構成を入れるのだったら、もう一つの柱としてそういうことが出てくるのは当然の要求だろうと、そういうふうに私は思います。

○大出委員 評価機関として組み込んだときに妥当かどうかというようなご議論当然あるところだと思うのです。ただ、法科大学院では、少なくとも私どものところでは、少なくとも三、四十%は女性です、学生は。それは、もう全国的に多分そういうことになってきていると思います。そのときに、そういった社会的な状況を教師集団で受けとめきれないということになったときの教育的な面での問題というのは、やっぱりあり得る問題なのです。ただ、それを先ほど申し上げたように、絶対的にそれを答えられるだけの基盤を、我々持っていないということ自体が、実は本当は問題で、そここのところの改善へ向けての努力というようなことは、やっぱり何らかの形で促していくということがないという面はあるだろうと思います。ですから、そこはやはり全体的な関係があるかと言われると、そこはちょっと確かに問題があると思うのですが、考慮してもいいファクターではあるだろうというふうに私なんかは思います。

○長谷川委員 例えばある大学で、大体法曹関係の女性少ない、母数が少ないと言われているわけです。それで、我が国でも、やっぱりそういう女性の法曹関係者を多くつくっていきたいということで、教授の数をあえて女性を非常に多くするというようなことをすれば、その大学はものすごく勇気がいると思うのですけれども、そういうことをしながら、女性の法曹関係者をやっぱり創出していくとしたら、それは何かに対して非常に努力したという評価になってもいいのではないかと思うのです。だから、追加基準の一つの丸でいいのですけれども、特色を出すとか何だのところで、そういうものが一つ着目点としては、私はあるのではないかなと思う。

○亀井委員 私も、バランスがとれているかどうかということ自体を評価するというのは、今の現在の基準では関係がない。女性教員の登用に積極的であるというか、そういうようなことが一つの評価としてどうかという問題がありますけれども、教育機関としても現実に女性の学生がかなりたくさん入ってくるというなかで、女性の大学院生がいろいろこれからの法曹像というのを考えていたり勉強していったりするときに、やはりその法科大学院に女性教員が相当数いるということは、そういう教育的な見地の点で、やっぱりプラス評価できることではないのかなとは思っています。やっぱりこれからどういう法曹になっていくのかというときに、法曹像のイメージだとか、あるいはどういう活動をしていくのかというあたりで、それでやっぱり与えられるもの、考えていくものも違ってくると思うのです。その点では、白丸でもちろんいいと思うのですけれども、プラス評価は、独自の項目としてできることではないかなと、そういう気がしています。

○宮川委員 法科大学院入学者の30%、40%が、これから女性になっていくというのは、議論として

はあり得ると思いますけれども、そういった人たちが法科大学院の教官として成熟していくのは、まだこれから10年ぐらいかかると思います。かつて私が司法修習生のころ、クラスで女性は3人しかいませんでしたが、今は3割ぐらいいるわけです。司法研修所には女性の教官は、かつていなかったですけれども、最近は各教官室に複数おられるという状況になってきているのです。年月というのは必要なので、フランスのように裁判官の50%以上が女性だという時代は、我が国でもいずれ来る可能性がある。何か意図的にそういうことをやらなければいけないだろうかという気がします。

それから、年齢についても、バランスをとると書いてありますが、例えばある法科大学院が30代から40代前半で教官を固めるということになった場合に、バランスがとれていないということでマイナス評価をするのか。もう少し年配の方々も集めると、そういう知恵を借りて運営していこうよ、いくべきだということをするのかということも考えると、両方とも先ほどおっしゃったように、僕は年齢も、それから性も、バランスがとれているということは評価基準としては不要であるという考えです。

○柏木委員長 大分意見が分かれました。

○大出委員 私もそんなにしつこく議論するつもりはないのです。ただ、宮川先生のおっしゃった、もちろん一つのご意見だと思います。ただ、学会の状況からしますと、法曹界以上にその点については反省があってしかるべきだというふうに私なんか思っていますし、それは10年先にそういう事態をつくるためにも、今からつまり本当に法科大学院出身の女性、若い女性の方たちが研究者としてといいますか、大学に残って教員になっていくというためにその条件というものを、そういう中でつくっていくというようなことも考えないと、現実問題としては女性の教員はそんな簡単には私はふえていかないと思います。ですから、法曹界は、実際に司法試験受かって、修習終わって、法曹人になるわけですから、その中で教員になってきた人なんか当然出てくるというふうに思いますけれども、これもなかなか、それは私の個人的な見方かもしれませんが、そこは何らかの形のルートをつくっていくということをしないと10年後に怪しいかもしれません。そういう感じがするものですから。

○柏木委員長 何か宮川先生のおっしゃるのは、確かにこの解説で、教員の年齢層が低年層や高年層に偏っていないことをいうと書いてあるのですけれども、低年層に偏っているのは構わない。

○宮川委員 それは構わないと思います。

○柏木委員長 私なんかはそう思うのですけれども、現実には逆のケースが多いので、そんな低年層に偏っているということはほとんどないわけです、現在。

○宮川委員 何十校もスタートするという事態における一種やむを得ない現象でもあるわけなので、これから5年、10年の中で解決されていくと思うのです。アメリカのロースクールでは、80歳になっても教壇に立っている人がいるわけで、しかも非常にすぐれた人たちもいるわけです。そういう人たちにリタイアを迫るというようなことにならないようにするという配慮も必要ではないか。

- 阿部委員 私なんか、会社にいると、年寄りがいっぱいになってくるとよくないというような、年齢についてはバランスというのはやっぱり意識しないといけない。ただ、ジェンダーについては、成り行きに任せていった方が、やっぱりもう少し待った方がいいのではないかという気がします。
- 京藤副委員長 この趣旨のところでは、教育体制の安定性、教育の多様性に役立つような教員構成の例示として、年齢構成とか、そのジェンダーの問題を入れるといったような形で解決したらよろしいのではないかと思います。
- 飯室委員 入っていれば積極的に評価しますよという、解説というか、何かそういう注のところで入れていく方が落ちつきがいい。
- 柏木委員長 例えば教員の年齢構成とジェンダーに配慮しているか、つまり年齢のバランスと言うから悪いので、例えばポリシーとしてなるべく若手、年寄りを配置するというにすれば、それはそれで合理的だろう。ただ、記憶を全部かき集めてきたのがこれになるということになるわけ。それから、ジェンダーも50対50というのはいきすぎだろう。ただ、女性をなるべく登用しているように努力している、配慮しているかというところの評価ということで白丸というのでは、折衷案いかがでしょうか。よろしゅうございますか。
- ほかにございますでしょうか。大分時間押してまいりました。
- それでは、山本さん、次の段階に入っていただけますか。
- 山本事務局員 資料84、判定の仕方の整理でございます。一つ目が合否判定のものと多段階判定のものがあると。合否判定にしかなじまないのではないかと思いますのが2ページ目の合否判定のみの評価基準というところに挙げております。これを見ていただきますと、多段階評価もひよっとしたらできるのかなというものもあるかもしれません、あるいはできるかもしれないけれども、そんなことをする必要はないではないかというのものもあるかもしれません。例えば五つ目の選任教員の半数以上は教授であることというのが設置基準には入ってはいるのですけれども、では全部教授だったらいいのか、それともやはり生きのいい助教授もいた方がいいのかと、さまざまあると思います。一応、合否判定のみに入れて整理しました。何かございましたら意見等をお願いします。
- 柏木委員長 ただいまの点、合否判定のみのものと多段階評価が行われるものという2種類に分けて、合否判定のみの評価基準が適用される項目につきましては2ページに書いてありますけれども、いかがでしょうか。特にこの中から多段階評価にすべきであるというような項目はないのではないかと思いますという気がいたしますけれども。
- 宮川委員 9 1 2、成績評価基準に従い厳格に実施されているかどうかという部分、されているか、されていないかだけですか。何か中間地帯もあるような。
- 柏木委員長 この5段階評価か、2段階評価か、合否判定か二つですから、どうも5段階にはなかなかならないだろう。厳格にされているか、されていないか、2段階でいいのではないですか。中間であまあ厳格というのも言ってもしょうがないのではないかと思います。

○山本事務局員 2 1 2、2 2 2、9 1 2、9 2 2、全部同じでございますけれども、「適切な基準を定めていること」という評価基準と、「その基準に従って実施していること」という評価基準との、二つがございます。実施している方は、基準どおりやっているかどうかの合否判定でございます。基準がどの程度いいものであるかというのは、基準そのものの方で評価されるのではないかという考え方です。

○亀井委員 3 1 2、それから3 1 3というものを多段階評価をするという案ですが、この3 1 2というのは、実務家教員が2割以上であるということなのですが、ここはマルかバツかということだけなのかなと思っていたのですが、これを多段階評価するという事は、実務家教員が多ければ多いほど実務家教員というよりも実務経験5年以上の方ということになるのでしょうか。研究者の方も実務経験を5年以上積み、これを満たすということになりますけれどもこれを卓越しているとか、非常によく実施しているというのは、これは数が多ければ多いほど上のランクになるという、そういう評価なのですか。

○飯田副委員長 そこは難しいと思うのですが、2割ぴったりよりは、2割より多い方がいいことは、多分皆さんお考えではないかと思えます。多ければ多いほどいいということとはまた違うと思うのですが、そのあたりどう評価していいか、これから実施要領をつくらないといけないわけですが、多ければ多いほどいいというわけではないという感じですか。

○亀井委員 つまりそういう意味では、この財団のメッセージとして現在の研究者の教員の方も、できれば実務経験というのをこれから積んでいってほしいというか、そういうメッセージを送るという部分になるわけです。そうでなければ実務家から教員にどんどんなってくればいいというようなことになってくる。そういうことを言っているわけでは必ずしもない。優秀な研究者の方がたくさんいる大学というのは、それは非常にいい特徴だということになると思うのですが、

○柏木委員長 確かにこの3 1 2、3 1 3は数値基準だから、合否にした方がよいかもしれませんが。宮川先生がご指摘になった点と、あまり何か内容的に、そんなに変わりはなく、5段階評価には余りなじまない、合否だけでいいような気がしますが、よろしゅうございますか。

ほかに、ただいまのような問題はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次の点、山本先生。

○山本事務局員 資料84に戻りまして、2のところ、「多段階評価」は5段階評価とするということで載っております。3の5段階評価のあり方としてはA、B、C、D、E。先ほどご指摘いただきましたように各項目につきまして、このA、B、C、D、Eがなじむのかどうかということについては、ご意見賜りたいと思います。

それから最後に、白丸の追加基準Bというものですけれども、これまでは不可判定がないよという形で、資料69の評価基準の中へ入れておりましたけれども、よくよく考えますと、やはり基準として上げる以上は実施できていないという部分は当然あるわけでございます。この点はこれまで

各法科大学院で説明していたものはちょっと違うことになるかと思います。

○柏木委員長 5段階評価がこれによろしいかということなのですが、大学にとっては学生の成績評価をAプラス、A、B、C、D、Eをやっておりましたから、割となじみやすい評価基準ではないかと思います。

それから、もう一度、各項目に関して、こういう5段階評価でよろしいのかどうか。資料81、82、83をごらんいただいて、問題があるかどうか、ご意見等ございましたらと思います。

○長谷川委員 1点よろしいでしょうか。この解説のきょうの21ページのところの特徴の追求のところの参考例の表現の仕方なのですが、前々回のときも議論があったのですが、地域に根づいた法曹という参考例で書いてあるのですが、私どうしても地域に根づいた法曹のイメージができなくて困ったのですが、地域に根づいた法曹のこのイメージを書いておかないと、なかなかできないのではないかと思ったので、地域に根づいた法曹って何をとしているのかがちょっと理解できなかったのです。

○柏木委員長 設置申請でもそういうことを書いた法科大学院は結構多かったように思うのです。

○長谷川委員 それが何か矛盾してないかなと思います。何か前々回のそのとき聞いていたのですが、地方によって、その法曹の法曹関係者って、裁判官と検事と弁護士、この3者がその地方にといったときに、では地域に根づいた法曹というのは地方に積極的に弁護士のいないところに弁護士になりましょうということなのか、そういうことだったのかどうか。ここは、前回聞いていてもよくわからなかったのです。もう一回、やっぱり読み直したときに、何かいま一つ、何となくわかるようでわからないのがやっぱりこの地域に根づいた法曹でした。みんな法曹、新しい人たちが東京なんかで弁護士だとか裁判官とか全然ならないで、みんな地方に行きなさいよって、そういう教育を積極的にやるということなのか、何かちょっとここが。

○柏木委員長 何かある法科大学院は、その法科大学院がある地域の産業が対中国輸出、東南アジア輸出が非常に多いということで、その中国関係の法律をたくさん教えるのだからというのがありました。そういうことを教えたとしても、果たして卒業生がその地域に本当に根づくのかなという問題があります。司法試験に合格するとやっぱり東京に出てきてしまうのではないかねというようなことは話しておりました。ほかに川端先生、何かありますか。

○川端委員 ここで地域に根づいた法曹というようなことを特徴に上げる法科大学院というのは、いわゆる過疎地、過疎までいなくても、法曹人口の少ないところ、東北とか、九州とか、四国とか、そういうところで地元で法曹を育てて、地元で、いわばプライマリーケア的な、そういう仕事をしてもらって法曹を育てるのだというのを標榜しているところです。そういう意味の言葉として我々は読むわけですが、その地域に根づいた法曹というのが、一般的に読んでわからないというのだったら、もう少し説明加えた方がいいかもしれません。

○長谷川委員 医者も、例えば自分のところでやっぱり育てて、自分のところで、都市部にだけ持っ

ていられないようにと、そういうのを一時あったし、例えば学校の教育でもそうだった時期がありまして、そういうことなのかなと思いつつも、ただ地域に根づいた法曹という、これだけでは、読んだときに、私はちょっとイメージがわからない。

○米倉委員 逆から来るのではないですか。その後ろに国際的活動をなす法曹、金融、環境、地財等の専門分野での高度なと書いてありますが、そういうことに特化しないで、この地域は東京でもいいと思うのです。普通は東京ではないのですけれども、この地域にという意味はホームドクターみたいなもので、余り専門化はしない。プライマリーケアとおっしゃいましたけれども、駆け込んでいって、とっさの相談ができると。だから、民事もやれば、刑事もやる、場合によっては労働もやる、行政もやると、田舎行けば、みんな田舎の弁護士さんはみんな何でもやっています。私は民事しかやらないとか、そう言ってられない。刑事上の何でも相談に応じてやるのだと言っているんですけど、そういうようなイメージではないのかというものを持っていました。

○飯室委員 ちょっとよろしいですか。その地域に根差した法曹というものを説明してしまうと、かえって各大学の特徴を制約してしまうという感じがするのです。僕も幾つか地域に根差した法曹を育てると言うことを言っている大学を知っているのですけれども、川端先生がおっしゃったように地元に着させるのだという人もいれば、その地方に特有の法律問題というのがやっぱりあるのだから、そこを一生懸命教えるのだという人もいるし、地方自治体行政にかかわるような法律家を教えるのだというように言っている大学もあります。説明すると、各大学が特徴を出そうとしていることを制約してしまうような気がします。

○長谷川委員 そうですね。わかりました。

○柏木委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

○米倉委員 ホームドクターみたいな感じで、要するにフランスで言えば公証人というのがいるのですが、あれがもう300年来うちの家は公証人で、代々やってきて、それでお得意さんも近隣にいっぱいいて、例えば、農家で相続が起きると、その先生のところへ行って家族会議を開いて遺産分配をやってもらうとか、ゾラの小説なんかによく出てきますけれども、あんなイメージではないのか、そこにでんと腰を据えて、パリだかへ行こうとしないわけです。そこで腰を据えて、そのいろんな仕事を全部やると、そういうのではないのでしょうか。

○柏木委員長 おっしゃるとおり、もう一つホームドクター型の法曹を養成するというのが結構多かったです。そのほかこの多段階評価についてご意見ございますでしょうか。

○宮川委員 これは、絶対評価なのですね。絶対評価で多段階評価というのは非常に困難ではないですか。大学の先生方がこういうのがなじむというのは相対評価をしているからで。

○柏木委員長 結局その混合にならざるを得ないのではないですか。幾つかを見ながら、やっぱりこれは本当によくやっているというのは、やっぱり相対的な要素も入ってくるのだらうという気がしますけれども。

- 宮川委員 でも、評価員は、それぞれ一つか二つぐらいしか担当しないわけで、そこで評価していく。
- 柏木委員長 そうですね、ただ教育はしますし、多分そういう何回か評価をしたというノウハウとか、そういうものはある程度蓄積していくし、おっしゃるとおりその完全絶対評価でもないし、完全相対評価でもなくなるのかなという気はしていますけれども、どうでしょうか。
- 宮川委員 司法試験の成績評価のときも、何段階評価にするという議論をしたことがあります。最高裁の修習委員会でも、修習の成績をどうするのかということを議論していますけれども、実務修習の成績、それから集合修習の成績、集合修習はクラス70人で相対評価できますから、これは6段階評価で、しかし実務はそんなに細かくはやらない。これは、優、良、可、不可、この4段階の区分なのです。そして、絶対評価でいこうと、こういう考えです。司法修習の成績評価は、大体そんなことで、集約されてきていますけれども、これもこれだけの細かい細分化された段階評価を各評価委員がやれるのかなという感じがします。
- 飯田副委員長 確かに適切に多段階評価するためには、実施要領等をきめ細かくつくらないといけないと思うのですが、特徴の追求について言いますと、やっぱりしっかり取り組んでいるところと、それほど強くないところと、段階差は相当あるのではないかと思っているのです。そういう意味で、特徴の追求については、多段階評価しなければ、一生懸命やっているところに対してのエールにならないのではないのかなと思っています。
- 柏木委員長 ほかにご意見ございますか。
- 大出委員 確認ですが、2のその多段階評価に関わるといえば関わるのですが、入学選抜のところの最低限のルールとして公平性や公正性というような、その具体的な中身として何が想定されているのか。それは、例えば2 2 1の既修者認定のところの解説のところでは公平、公正な基準をいうということになるということで、合目的的であり、かつ公平・公正な基準をいうという、これは具体的にイメージされていることって何なのか、お伺いしたい。
- 山本事務局員 2 1 1、既修者認定でございます。入学者選抜の評価の基準でございますけれども、こちらの(3)解説の のところに公正、公平ということは、大体どういった意味かということを書いておまして、公平というのは通常の入学志望者が選考過程において公平に取り扱われたと判断できるものであること、公正というのは、法曹養成と合理的関係のないこと、寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学の出身であることなどを選抜の過程で考慮しないことをいうということを書いてあります。
- 大出委員 それと、先ほど既修認定のところの基準との関係なのですが。
- 山本事務局員 27ページ、既修認定のところでは、既修者としての実力をどういう形で判断するかというのは、これは合目的性のところではございまして、それとは別に、例えば何らかの縁故があるとか、たくさん寄附をしているとかということを加味して入れることはしないようにという趣旨でござ



ざいます。

○大出委員 それは、同じ基準でいいということですか。

○山本事務局員 同じ考え方です。

○大出委員 その既修認定自体、制度的な枠としてあるわけですので、やむを得ないのですが、ただ今回もそういう事態が起こってみたりする。つまり全般の公平性というような観点からしたときに、何か検討する余地がないのかどうかということが、今の時点ではちょっと難しいのかもしれませんが。最終的にはちょっと問題になってくる。

あと、その場合に、例えば合算なのか、試験のやり方として、あれは通常合算方式をとってられるのですか、合否判断について。つまり、科目別評価を最終的に全部まとめて評価するということにしているのか、それともすべてを合算するという形で評価しているのか。つまりこれは、結局1年間カットできるわけですね。しかも、通常の既修者認定の場合については、法律基本科目を大体カットできるわけですね。そうしますと、司法試験と同じような意味で、各科目間の成績はばらつきがあっても、トータルでクリアできるという話になっているのか、それとも各個別に一定の成績をとったということが要件化されているのか、というようなことというのは、やはり問題になり得ると思うのです。ですから、その辺のところについて、つまりこれはあくまでも既修者という以上は、1年間カットできたとき、それぞれの科目についてそれなりの公正な基準に基づいて既修という評価ができるということであればおかしいはずですよ。ですから、そういうことになっているのかどうかというようなことが問題になる余地がないのかどうか。

○米倉委員 おっしゃるとおり、よろしいですか、それは全くおっしゃるとおりで、未修者だったら、入ってきて1年かけて民法なら民法をやって、夏休みの前とか、何か年明けたら1月の末ぐらいに試験をやって、それで合格なら合格して、それで2年目に上げる、それで既修者になるわけですから、ここではそいつを飛ばしてしまって、いきなり既修者にしようというからには、それではせめてその民法なら民法は未修者として入ってきた人と同じレベルを既に持っているのかということにならないといけないとなると、結局各科目ごとに最低合格点が全部そろっていないといけない。民法は40点しかなかったけれども、片方で70、80とったから、合算したらよくなったというのではいけないのではないのでしょうか。それは、各大学でどう決めるか、それは許されているのですか、そういう裁量は。各大学でそんなことは決めたらいいと。

○川端委員 それは、各大学の裁量です。例えば民法の試験を全然しないのは、許されないのですけれども、科目ごとに最低点決めるとか、あるいは合算するとか、そういうのはみんな各大学の裁量になると思います。

○柏木委員長 理論的にはおっしゃるとおりなのです。

○大出委員 ですから、そのところが問題にする余地がないのかどうか。もしそれは、なぜそんなことを申し上げるかと言えば、やっぱり枠をつくるということによって生じてきている、そもそも

の公正さについての問題というものが大前提としてあるのだと思うのです。ですから、そこをクリアできる合理性というものがやっぱり要求されているはずで、その制度として、そこについて何らかのちゃんとしたチェックがないと。これはどうも新司法試験における、その最終的な合否のあり方にまで影響を及ぼすような問題性をはらんでいるような気もするのです、そのところが。ですから、その当初だけの問題にすればいいのですけれども、全体として見れば、ちょっとそこは、場合によっては放置し得ない問題をはらんでいるのではないかという気もするのですが、どうでしょう。

○柏木委員長 おっしゃるとおりだと思います。

京藤副委員長 制度としては、その科目を履修したということにするということですから、科目毎にこの科目は履修したとして良いかどうかということなので、その基準が70点か60点かは大学の裁量だと思います。今回、例えば、日弁連の既修者認定試験を受けて、商法の試験問題が実力を試す試験としては悪問であったこともあって、あまりよくできなかったとします。その場合でも、商法が1点か2点で、商法の単位認定をしてよいか。やはり、それだけでしたら単位認定はむづかしく、他に、学部時代の商法の成績がどうだったかということを加味して認定してゆく。そういったことは許されると思いますが、それでも、やはり、一科目毎に基準をクリアしているかどうかはチェックする必要があります。

○大出委員 ですから、そこについて何らかの形でチェックをかけるという評価の仕方が必要ないのかどうか、公正性というか、公平性というか、そのところは検討の余地があるのかと思います、具体的な中身として。

○柏木委員長 山本先生、3のポツの問題になっていますけれども。

○山本事務局長 資料78の(3)で個別の評価基準の問題というところに挙げている点でございます。三つ目のポツが、既修者認定の2-1-5の問題でございまして、30単位を上限として、もう履修しているという認定をしていいよということでございます。その個々の認定をどういうふうにするのかというのは、特にこういう方法でなければいけないというものが取り決められているわけではございません。そういう取り決めに即した適切な認定をしているかどうかということは評価基準に入れ込む必要はあるのだらうと思われます。先ほどの2-2-1の解説のところではやはり不十分かもしれません。未修者コースの1年次を終えた者と同等以上の力があることを判定するものということだけでは、やはり尽くされないところがあるのではなからうかなと考えられます。ここはもう少し充実させなければならないということ、亀井委員からご指摘いただいております。

○亀井委員 メールで私意見を出したのですけれども、ちょっと今持っていないのでわからないのですが、要するに川端委員の言われていたような、民法をおよそ試験しないで民法の履修を省略するというようなことはできないと、これは当然の議論だと思うのですが、実際問題、例えば民訴とか刑訴というのはそういう大学があったか、ありかけたということだと思うので憲民刑の試験をやっ

て、それで一括して民訴・刑訴も履修したとみなす。実際には、民訴、刑訴をどうやってチェックするのですかと聞くと、それは学部で民訴、刑訴を、例えばそこである程度の成績をとったとか、そういうことを考慮するのだというような、そういう大学もあったわけです。だけれども、学部の成績というのは、いろんな大学からみんな来るわけで、大学ごとに成績の規定も違うのに、どうしてそんなことを評価できるのか。ですから、試験の中でやはり民訴、刑訴というものも最低限入れるということでない、既修者認定の仕方として合理性を欠くのではないのですかというような指摘をしたことがあった。それはそれで、基本的にはそうあるべきなのかなと思います。この「適切な」というような書き方は解説の仕方として、試験の内容と履修する科目との適合性というか、そういうようなことも入れた方がいいのではないかというような経過があります。

○柏木委員長 今の皆さんのご意見もそういうことで、既修者単位をきちんと認定するためには、それなりの根拠がないといけないということで、この解説の部分はちょっと書き直してみる必要があるかもしれません。

○山本事務局長 そこで、試験をしなければいけないのかどうか。その試験がペーパー試験なのか、口頭で口頭試問で試すのかどうか、そのときに学部の成績、それは何か論文書いたとか、そういうことをどういうように評価するのかというあたりの裁量はある程度、法科大学院ごとにあってしかるべきという考え方でよろしいでしょうか。

○亀井委員 だから、裁量というのは、ある程度あるのはいいと思うのです。ただし、学部の成績とかいうのを加味すると、今度は逆に公平さにかなり反する可能性がある。両方満たすということになると、やっぱりおのずと何らかの試験を課すというような線が今のところでは出てくるのかなという気がするのです。

○中川委員 ただ、私も今記憶が定かではないのですが、実際にやっぱり試験をやらないというところはあったと思うのです。そここのところがおっしゃる法科大学院の既修者認定の仕方をどうするのかというのは、恐らく今後も法科大学院協会の方で議論になっていくところだろうと思いますので、今の段階で、この方法がベストですよということは、恐らくまだだれも言えない段階ではないのかな。そこをもし合目的性というのはこうですよというのを日弁連法務研究財団の評価基準で、こういうことだと言い切るとすると、ちょっとまだ現段階では早過ぎるのかなという気はいたしますので、恐らく設置審の段階でも、この法科大学院はこのやり方を自分のところは合理的だと言いますよと、そういったものは一応受け付けたと思うのです。そこが不明であれば、それはもう少しはっきりしてくださいということになるのですが、ある程度そこは余りまだはっきり言えない部分になりますから、一応その大学のやられる方針が一応合理的だというご説明を受けた上で、それをもとに判断していくしか今の段階ではしようがないのかなというのはちょっとあるのですけれども。そういう意味で、この2 2 1が合否だけではなくて、段階評価をするというふうに書いていますね。だから、そここのところが、どの既修者認定がそうするといいいのかというところを日弁連法務研

究財団としてやっぱりやらなければいけないというのは、ちょっとできるかなというのは若干不安があって、適否、合否ぐらいでもという、では何がいいのかというのを疑問とするわけです。そこが難しいかなという気はちょっとしているのですけれども。

○柏木委員長 余り選定の仕方を具体化しないで、しかしながら既修者認定の30単位との結びつけについては合理的な、あるいは適切なペーパーを使うかどうかは別として、そういう方向でなされているというような抽象的なことにとどめたらということでしょうか。

大分時間も少なくなってきました。最後の追加基準Bの判定の仕方、白丸追加基準Bの判定の仕方ですけれども、以前は不可判定はないとわざわざ書いておいたのですけれども、これは書くまでのことはなかるうということですが、よろしいでしょうか。

次の個別評価基準の問題もほとんどこれ済んでしまいましたね。

○大出委員 もう一点、ちょっと確認してよろしいでしょうか。カリキュラムのところの科目構成のところの、バランスよく履修されるようになってきていることという、この中身ですが、5 1 1になるのですか、5 1 1は、つまりこれは多段階評価ですね、その場合、どういう基準、さらに具体的な基準というのとは何か、バランスよくといっても、ですからどう評価するのか、何をどう、どこがどう、どこを基準に考えるのかわからない。基本にかかわる部分でもあると思うのですけれども、ご検討いただければと思います。特にそれ以上はここで議論するつもりはないですが。かなりいろいろこれは基本設計にかかわる問題で微妙なところがあるかと思っております。

○柏木委員長 設置審でこれが問題になったのは親族・相続ぐらいですか。

○川端委員 親族・相続ですね。家族法を設けている、設けていない、必修にしている、選択科目にしているというのを自由にしているのかは議論になりました。あと、小さいロースクール、選択科目が非常に貧弱であるというのをどう評価するか。でも、実際問題として、それを言ったら大きいロースクールだけが高く評価されることになってしまいますので、それでいいのかということもありました。

○柏木委員長 それでは次に、報告書作成の件ですが、これも山本先生にご説明をいただきます。

○山本事務局員 資料76、85でございます。この研究報告書と申しますのは、文部科学省の委託を受けて、この第三者評価のあり方、基準のあり方、方法のあり方、体制のあり方、公表のあり方、異議申立制度のあり方ということについて取りまとめをして、年度明けに提出するという運びになっているものでございます。資料76が今粗稿として書いているもの、資料85がその骨格を項目で書いたものでございます。資料76の1枚目に目次として大体の項目を上げております。研究の目的、方法、この辺は文部科学省からの委託を受けた研究内容、目的と、それから大体5月、6月以降、ということをしてきたかという経過を取りまとめさせていただきますので、事実の記述ということになります。ローマ数字の研究の結果というところでございますが、こちらの中身は、この検討会での議論、恐らくその法科大学院を、訪問した際の対話等を中心に取りまとめることになるのですが、

その大体の意見をまとめましたのがこの資料76でございます。これは、中身がまだ必ずしもうまくまとまっていないところもございますので、とりあえずは資料85の方で、大体このような構成でまとめて抜けがないか、あるいはこういう点も加味するべきではないかというところのご指摘をいただければと思います。ざっと言いますと、1の全体のあり方としましては、第三者評価の目的、これは二つでございます。教育活動等の水準の維持及びその向上の促進を目的とした評価を行うと。評価の構成としては、全体の適格、不適格の評価と、それから分野別の多段階評価を行うということ。その際の考慮事項としては、目的合理性の追求、さらに余計なことを考えず、教育活動をやっているかということに注目すべきだと。あるいは、法科大学院の主体的な創意工夫活動を中心にして、それを壊さないようなふうにしなればいかぬ、過剰規制はいかぬということであります。それから、三つ目、司法試験の受験勉強に集中するのではなくて、法曹養成教育全体にしっかりと取り組む科目が必要である。四つ目の実態をよく把握しなればいかぬよということであるとか、それから五つ目、評価の効率性と書いてありますが、過度な負担を法科大学院側に課すようなものがないようによく配慮しなければならぬとか、六つ目は、ちょっと別の視点ですが、到達点を評価するのか、プロセスを評価するのかという議論が当初ございました。この議論でございます。修了生の仕上がりを評価するのではなくて、教育プロセスがいかにしっかりされているかということの評価しましょうということでございます。7番目は、法科大学院の発展段階に応じた評価、要するに、今は黎明期でございますので、これが成熟していくに従って、あるいは法曹養成のあり方全体が変わっていくに従って評価のあり方は変えていかなければならないという、そういうことが書いてあります。

その後は各論でございまして、一つ目は評価基準のあり方、これは目的合理性、目的に沿ったような基準をつくらなければならない。二つ目、評価基準は明確でなければいかぬ。三つ目、設置基準との関係では、設置基準を包含しつつ、望ましい上乘せもの、横出しものをつけていくのが今の制度の中での認証評価団体の評価基準としてはいいのではないかと。それから、四つ目、基準の抽象度も、各法科大学院の運営を型にはめないような抽象度をつけるよう適度なあんばいをつける必要があるという。それから、五つ目の多段階評価のあり方は、先ほどご審議いただいたとおりの考え方でございます。

次に、3の評価方法のあり方としては、やはり目的合理性、目的に沿った適切な方法をしなければいかぬという一般論に続けて厳格にやるということ、実態をしっかりつかまえるというようなことでございます。それから、自己改革を重視した形で、自己改革の体制あるいは自己点検自己評価報告書を中心として、よりよいものができるような評価をしていかなければならぬという方法論で行っていくこと。それから、四つ目、効率性の点では同じでございます。五つ目は、客観性を高めるためにどうすべきか、数値基準等でできることは数値基準ですとか、そういうようなことでございます。

4番目、評価の体制のあり方として、同じように目的に即した方法をとること、それから厳格性・公正性への配慮として、その法科大学院に關与している者が評価に入らないようにしなければならないというのが、第三者性の担保のための人的構成のことを書いてあります。それから、効果的な評価をするために、その研修をしっかりとやらないといかぬですなという、評価をやるための研修、ということでございます。それから、最後四つ目として、法的サービスのユーザーであるとか、法律実務の従事者、要するに、法科大学院関係者以外の者の關与も大事、大切であるということでございます。

次いまして、五つ目、評価結果の公表のあり方としましては、その目的合理性とした、目的に即した方法であるということ、それから対象範囲については評価結果の報告書及びその理由等、あとの、ほかの第三者の方が評価が正しいのだということを検証できる程度の、内容を公表しなければならない。それから、公表の方法としては、だれでもアクセスできるような方法にすべしということであります。

最後、結果についての異議申立制度のあり方については、これも目的合理性、法科大学院の納得感をきちんと得ようではないか。あるいは、客観性を高めるために異議申立をするとか、そういうことが書いてあります。

○柏木委員長 内容が、かなりたくさんございますので、ここでざっと目を通してご意見ということも無理でしょうから、完成したところで皆さんにお送りして、またメール等でご意見をちょうだいするというにしたいと思えます。

それでは、その次の議題の法科大学院訪問の件です。

○飯田副委員長 簡単に私からご報告申し上げておきましょう。資料77をごらんいただきたいと思いますが、法科大学院全部で68校あるのですが、既に64校訪問済みでございます、残り3校につきましても予約が入っておりまして、もう一校につきましても今日程調整中でございます、恐らく4月のある時期までには68校全校訪問が終わるという状況になっておりますので、皆様にご協力頂きましたことを厚く御礼申し上げます。私ども訪問しまして、やっぱり第一線の息吹を感じました。非常に我々も大変勉強になりました。本当によかったと思っております。

以上です。

○柏木委員長 ありがとうございます。

これできょうの議題は大体終わりました。きょうの議題は終わったというよりも、認証評価検討委員会を開催した委員会はきょうが最後となります。それで、先ほど飯田副委員長から説明がありましたように、今月末からパブリックコメントを求めまして、パブリックコメントを見て必要な修正を加えます。それから更に報告書につきましては、完成したものをみなさまにお送りしてコメントをいただき、必要な修正を加えたいと思えます。その修正につきましては、微調整であれば正副委員長にご一任いただければと思えます。根幹に関わる部分はまたみなさまにご足労をお願いする

ことになろうと思います。

大出委員 ちょっとすみません。細かいことで、私の感覚の問題かとも思いますが、字の使い方の問題で、「しゅう」の字を「未修」「修了」は「修」を使っているのですが、「学習」「自習」の方は「習」を使っているんですね。これは細かい問題ですが、法科大学院の理念にも関わる問題ではないかと私は考えておりますので、それを「習」に統一することはあり得ないと思うので、「修」の字を使うべきところが相当あるのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

柏木委員長 はい、分かりました。それでは長らくにわたりましてご多忙中にもかかわらず、皆様方のご協力をいただきまして誠にありがとうございました。それでは最後に新堂理事長にご挨拶をお願いいたします。

新堂理事長 第6回にわたり、長時間熱心にご議論をいただきまして厚く御礼申し上げます。これから発足する法科大学院の今後の在り方につきまして、基本的な問題から、また評価という技術的な問題に至るまで多様な課題について道筋を付けていただきまして、大変ありがとうございました。これで文科省への認証申請をいたしますが、成功するように祈っております。今後とも皆様方のご意見をいただいて、直していくところは直していきたいと思っておりますので、是非ご協力の程よろしくをお願いいたします。

柏木委員長 それではこれで、第6回認証評価検討委員会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。